

# 定期報告告示改正への対応について

○定期調査・検査項目の重複の解消や合理化を目的として、国の告示改正※<sup>1</sup>により、**特定建築物の調査項目の一部が建築設備や防火設備等の検査項目に移行**しました。

※1 公布：令和6年6月28日及び令和7年1月29日 施行：令和7年7月1日

○兵庫県では、県の規則により、**移行された項目の一部等を特定建築物の調査項目に付加し、従前どおり特定建築物定期調査の調査項目として規定**しました。

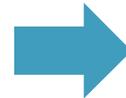
## (1) 建築設備に関する対応

「換気設備」、「排煙設備」、「非常用の照明装置」の作動の状況及び「換気設備」、「非常用の照明装置」の妨げとなる物品の放置の状況の検査項目は、従前どおり特定建築物定期調査の調査項目として規定します。

(ただし、3年以内に建築設備定期検査を実施している場合は、その記録を確認することで重複する調査を省略できます。)

< 国告示改正後の項目 >

特定建築物	建築設備
<ul style="list-style-type: none"> <li>●設置</li> <li>●<b>作動状況(簡易)</b></li> <li>●<b>物品の放置</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●作動状況(詳細)</li> <li>●物品の放置</li> </ul>



< 県規則改正後の項目 >

特定建築物	建築設備
<ul style="list-style-type: none"> <li>●設置</li> <li>●<b>作動状況(簡易)</b></li> <li>●<b>物品の放置</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●作動状況(詳細)</li> <li>●物品の放置</li> </ul>

## (2) 防火設備に関する対応

常閉防火扉（各階の主要なものに限る。）に係る検査の項目は、従前どおり特定建築物定期調査の調査項目として規定します。（ただし、3年以内に防火設備定期検査を実施している場合は、その記録を確認することで重複する調査を省略できます。）

< 国告示改正後の項目 >

特定建築物	防火設備
<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> <li>●<b>常閉防火扉</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●随閉防火扉</li> <li>●常閉防火扉</li> </ul>



< 県規則改正後の項目 >

特定建築物	防火設備
<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>常閉防火扉</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●随閉防火扉</li> <li>●常閉防火扉</li> </ul>